国際金融トピックス

No.30 2002年7月12日

足踏み状態の EU 拡大

主任研究員 平松 拓

6月21日、22日の両日、スペインのセビリアにおいてEUサミットが開催された。ここでの焦点の一つは候補国との交渉期限が迫っているEUの拡大について、交渉進展のための鍵となっている「農業」、「地域政策」、「財政・予算」など幾つかの交渉分野における加盟国間の合意形成であったが、終ってみれば10カ国との加盟交渉を年内に終了するという昨年末のラーケンのサミットでの合意が確認されたにとどまり、具体的な成果は見られなかった。議長総括では11月初旬には候補国に対してこれらを織り込んだ財政パッケージを提示できるようにEUとして決定を行うことを謳っているが、その実現性にも疑問が持たれている。

財政面で最も難航しているのは共通農業政策の分野と言えようが、ここでは新規加盟国には当初現加盟国の農家が受け取る直接補助金の25%しか支払われず、10年以上かけて100%に引き上げられるという提案に対して、候補国のポーランドがかねてより強硬に反対している。加盟国の中でもイギリス、ドイツといった幾つかの加盟国はこれを機会に直接補助金のあり方の見直しを狙っているが、受益国となっているフランス、スペインなどはこれに応じる気配がない。他の交渉分野も含めて、この先9月に予定されているドイツにおける総選挙の終了までは実質的な進展が期待できないことから、以後の日程は極めてタイトなものとなる。

EU 拡大のために解決されなければならない問題は他にもある。キプロスの加盟問題についてもギリシャ、トルコの影響下に分裂している南北キプロスの指導者間で話合が持たれているものの、長年の対立は容易に解消することは期待できない。トルコ系の北キプロスを分離した形ででも南キプロスの加盟が認められなければ、ギリシャは全ての国の新規加盟を拒否する方針を表明しているのに対し、他の加盟国が異議を唱えることが考えられる。

その他にも、チェコやスロバキアにおける第2次世界大戦直後のドイツ系住民の強制 退去とその根拠法令の処理をめぐって、オーストリアとチェコ、スロバキア両国などの 間に火種が燻っている。

こうした多くの問題について、結論は 12 月のコペンハーゲンのサミットにおけるぎりぎりの調整に持ち越されるというのが大方の見方である。 10 月にはニース条約の批

准を国民投票で否決したアイルランドにおける再投票を控えていることや、持越しとなった不法移民問題やトルコとの加盟交渉の開始時期の問題など、上記以外にもコペンハーゲンのサミットでは意見の開きの大きい重要議題が討議される予定であることから、本当に2004年の10カ国の新規加盟について必要な手続きや合意が実現するのかという不透明感は当分の間晴れそうにない。

しかし、サミットにおける加盟国間の合意形成に関する限り、これまでにおける EU の様々な歴史的合意などの例が示すごとく、これまでの拡大のための道程を逆行させるような事態が生じる可能性は少ないのではなかろうか。タイム・アップ寸前までのぎりぎりの交渉は加盟各国の国内向けポーズとしては重要なプロセスであり、課題の山積は域内の外交交渉に長けた欧州の政治家にとって、むしろ政治的取引の材料を豊富にするとも考えられる。やはり懸念されるのは、政治的取引の通用しない民の意思、即ち当面のアイルランドにおけるニース条約批准のための再投票と、順調に行けば各国で来年以降に行われる新規加盟のための改正条約批准手続きの行方であろう。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2002 Institute for International Monetary Affairs(財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2 電話: 03-3245-6934 (代) ファックス: 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp
URL: http://www.iima.or.jp